

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、美術館の展示作業に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後3時頃、C美術館において、絵画の展示作業を行っていたところ、倒れてきた台車が腰部を直撃し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日D病院に受診し「第12胸椎破裂骨折、不全脊髄損傷」と診断され、その後複数の医療機関で加療を継続した結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同一系列に障害等級第14級に該当する障害が既に存在するため、障害等級第9級に応じる額から障害等級第14級に応じる額を控除した額を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだもの

である。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、再審査請求の理由として、排尿障害が続いており現在も治療中であり、対麻痺は「軽微なもの」でなく、軽度であると主張するので検討する。

(2) 請求人に残存する障害についてみると、せき柱の変形障害については、脊柱後側方固定術により、せき柱の3椎体について椎弓切除術を行ったものと認められるので、「せき柱に変形を残すもの」として、障害等級第11級の5に該当するとした監督署長の判断は、相当であると判断する。

なお、せき柱の運動障害について、平成〇年〇月〇日付け意見書においてE医師が測定した結果から、障害等級に該当しない程度のものとした監督署長の判断についても、相当であると判断する。

(3) 膀胱直腸障害の程度については、F医師は平成〇年〇月〇日付け診断書において、「失禁傾向があり、時々下着を汚す」と述べている。G医師は同年〇月〇日付け意見書において、「切迫尿意、排便感覚の低下」と述べ、E医師は同年〇月〇日付け意見書において、「排尿排便障害あり、尿失禁の事あり(常時ではない)」と述べており、H医師も、平成〇年〇月〇日付け診断書において「切迫性失禁、便失禁などがみとめられ」と述べている。

また、請求人も、排尿について、「時々失禁する。水分を多く摂取したときは、自分の意志では止まらなくなることがある。」旨、述べており、請求人の

蓄尿障害については、「常時パット等の装着は要しないが、下着が少しぬれるもの」(障害等級第11級の9)に相当するとした監督署長の判断を、当審査会としても妥当なものと判断する。

- (4) せき髄の障害について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、傷病名を胸髄不全損傷と診断し、両下肢の麻痺の程度を軽度、ASIA:Dと述べている。ASIA:Dとは、主要筋群の少なくとも半分以上が筋力3以上であることからして、軽微なものと認められ、I医師、G医師及びE医師も、それぞれ意見書において、両下肢の麻痺の程度は軽微としている。よって、両下肢の対麻痺の程度は軽微なものと判断する。

したがって、「通常の労務に服することはできるが、せき髄症状のため、多少の障害を残すもの」障害等級第12級の12に該当するとした監督署長の判断についても、相当であると判断する。

- (5) 上記(2)から(4)について、障害の状態を検討すると障害等級併合第10級に該当するが、せき髄損傷に伴う胸腹部臓器やせき柱の障害による障害等級が麻痺により判断される障害等級より重い場合には、それらの障害の総合評価により障害等級を決定することとなる。

したがって、当審査会としても請求人に残存する障害は、せき髄の損傷による障害として障害等級第9級の7の2に該当するものと判断する。なお、請求人には、同一系列に障害等級第14級の既存障害が存在することから、障害等級第9級に応じる額から障害等級第14級に応じる額を控除した額の障害補償給付が支給されることになる。

- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第9級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。